

理工学部学会・協会賞等の受賞者表彰に関する要項

平成11年 6月10日 制定 平成19年 5月10日 改正
平成13年10月 9日 改正 平成19年 4月 1日 施行
平成17年 4月12日 改正 平成30年 2月 8日 改正
平成17年 4月 1日 施行 平成30年 4月 1日 施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、理工学部学会・協会賞等受賞者及び学位取得者の表彰についての必要事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要項における次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① 理工学部とは、理工学部、短期大学部（船橋校舎）、大学院理工学研究科（地理学専攻を除く）のことをいう。
- ② 学会・協会とは、日本学術会議協力学術研究団体に指定されている団体等のことをいう。

(表彰の目的)

第3条 理工学部学会・協会賞等受賞者表彰制度（以下「本制度」という）は、国内外の学会・協会等の学術団体からその優れた研究業績や功労によって表彰された方々、並びに新たに学位を取得された方々を、理工学部として改めて祝意を表するとともに、その内容を広報することを目的とする。

(対象者及び表彰の種類)

第4条 対象者及び表彰の種類は、次のとおりとする。

- ① 学会・協会賞被受賞者
理工学部の専任教職員、校友（在職経験者を含む）及び在学生を対象とする。
 - (1) 研究業績部門
国内外の学会・協会等の学術団体から表彰された優れた研究業績を対象とする部門
 - (2) 功労部門
国内外の学会・協会等における長年の貢献に関して受賞した功績表彰を対象とする部門
ただし、その場限りの感謝状や褒賞、叙勲及び発明は含めない。また、作品等に関する競技の場合は、全国規模以上で最高位の表彰を原則とする。学生との連名による表彰については、当該学生も表彰対象とする。
- ② 学位取得者
理工学部の専任教職員で学位を取得した者、並びに本学大学院理工学研究科での学位取得者を対象とする。

(期 間)

第5条 対象となる期間は、受賞日（表彰状の日付）及び学位取得日が、当該年度の前年度4月1日から3月31日までとする。

(表 彰)

第6条 研究業績部門及び功労部門の受賞者には、賞状及び表彰金を授与し表彰する。ただし、在学生は賞状のみとする。表彰金の額は、別に定める。

2 学位取得者には、記念品を贈呈し表彰する。

(推薦手続き)

第7条 表彰候補者について、各学科主任に推薦を依頼する。学科主任は、各学科の議を経て所定用紙のほか、当該表彰を証するものの写しを添えて推薦するものとする。

(表彰者の決定)

第8条 各学科から推薦された表彰候補者名簿を基に、担当会議で協議し、担当・主任会議で審議の上、教授会に報告し、学部長が表彰者を決定する。

(表彰式の出席者)

第9条 表彰式の招待者及び主催者は、原則として以下の者とする

① 招待者

- (1) 被表彰者
- (2) 受託研究の委託者
- (3) 研究奨励金の寄付者
- (4) 各学科から推薦された学外者（就職関連で各学科8名程度）
- (5) 理工学部後援会役員
- (6) 理工学部校友会会長
- (7) 大学本部執行部（理事長，学長，副学長，常務理事）
- (8) 日本大学名誉教授（理工学部）
- (9) 理工学部長経験者
- (10) その他

② 主催者側

- (1) 担当・主任会議メンバー
- (2) 短大学科長・主任会議メンバー
- (3) 習志野高等学校長，教頭
- (4) 受託研究・研究奨励寄付金の研究担当者
- (5) 事務局
- (6) その他必要な関係者

(所 管)

第10条 本制度に関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第5条の定めにかかわらず、平成30年度の対象期間は平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。